

◎新潟県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町当間塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市伊達辛1345番から	新	10.0～70.3メートル	923.1メートル
同市新宮字大ぬけ甲1962番6まで	旧	(A)5.0～89.6メートル	1,756.7メートル
十日町市伊達辛1345番から 同市伊達辛1342番まで		(B)19.5～34.6メートル	185.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。